

セコム株式会社、大阪ガスセキュリティサービス株式会社の契約条項の改定について

当法人は、平成24年3月16日、セコム株式会社、大阪ガスセキュリティサービス株式会社に対し、各社の契約条項（中途解約金の徴収規定）を特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号に適合するよう改定を申し入れました。その後の交渉を経て、各社の契約条項は、当法人の申し入れに応じて改定されましたので、報告いたします。

セコム株式会社「セコム・ホームセキュリティご利用規定第9条」の改定

セコム株式会社から平成24年4月13日に回答書を受領した後、5月22日に、同社法務部担当者と当法人事務所において、意見交換を行いました。

その後、当法人が指摘した同社のホームセキュリティサービス契約の「ご利用規定」の契約条項は、下記のとおり改定され、現在、改定後の契約条項が使用されています。当法人の申し入れに沿う形で契約条項の改善がみられました。

申し入れ時（改定前）

9. ①お客様が、お客様の理由によりこの契約を当初契約期間満了前に解約するときは、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムに支払うものとし、この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。

$$\text{解約金} = \text{基準月額} \times \frac{1}{5} \times \left[\begin{array}{l} \text{当初契約期間の} \\ \text{残存契約期間月数} \end{array} \right]$$

基準月額：この契約の終了日現在の契約料金月額
(サービスが停止されているときは、停止前の契約料金月額とします)

- ②お客様の解約の申し出が真にやむを得ないときは、セコムは解約金の額を減額するか、または解約金の請求を行わないものとし、

現在（改定後）

9. (訪問販売)
お客様が営業のために若しくは営業として契約を締結された場合を除き、この契約が特定商取引法に関する法律に定める訪問販売によって締結された場合は、第8項①、⑤は適用せず、セコムは解約金を請求しません。また、保証金を返還します。

大阪ガスセキュリティサービス株式会社「ご契約内容のあらましご利用規程第 24 条」の改定

大阪ガスセキュリティサービス株式会社から平成 24 年 4 月 17 日に受領した回答書において、同社は、当法人が指摘した契約条項は、訪問販売で契約している場合でも特定商取引法 10 条 1 項 3 号に抵触していないとしていました。

そこで、当法人は、6 月 18 日、「消費者契約法 41 条 1 項に基づく請求書」を送付し、不当条項の差止訴訟の準備をしていたところ、6 月 28 日、同社から、指摘された条項は削除するとの回答を受領しました。

その後、この条項は下記のとおり削除され、当法人の申入れに沿う形で契約条項の改善がみられました。

申入れ時（改定前）

第 24 条（期間内サービス終了の際の措置）

本サービスの提供の終了が下記①または②の事由に基づく場合、利用者は中途解約金を支払うものとします。

①第 22 条に基づく終了が、利用者の一時的な事由による場合

②第 23 条に基づき終了となった場合

2 中途解約金は下記の算式により算定するものとします。なお、下記記載の「解約算定用サービス料金」とは、申込書記載のサービス料金等を、1 に申込書起票時の消費税および地方消費税の税率（小数表示）を加えたもので除し、小数点以下を切り捨てたものとします。

①サービス提供開始から 5 年以内の場合

解約算定用サービス料金×契約期間の残月数×2/3（小数点以下切り捨て）

②本サービス提供開始から 5 年経過後の場合

解約算定用サービス料金×契約期間の残月数×0.3（小数点以下切り捨て）

現在（削除）

第 24 条（期間内サービス終了の際の措置）という条項は削除されました。